

移動式クレーン運転士に対する安全衛生教育 (一社)日本クレーン協会兵庫支部 電話079-434-1611

労働安全衛生法第60条の二、第2項に基づく移動式クレーン運転士安全教育を下記により実施致します。

本教育は、厚生労働省の安全衛生教育指針に基づき、現に移動式クレーン運転業務に就いている者に対し実施する安全教育です。クレーン等の技術の進歩に対応した、新しい知識や情報等を教育します。本教育を修了された方には「移動式クレーン運転士安全衛生教育修了証」とゼネコン建設現場の入場に必要「クレーン安全協議会の教育受講証」の両方をお渡し致します。

開催日	令和8年7月16日(木) 午前9時～午後5時	
講習番号	第612-01回	
講習会場	(一社)日本クレーン協会兵庫支部 〒675-0052 加古川市東神吉町出河原 441-1 電話 079-434-1611 FAX 079-434-1612	
申込先	(一社)日本クレーン協会兵庫支部 〒675-0052 加古川市東神吉町出河原 441-1 電話 079-434-1611 FAX 079-434-1612	
受講料	13,730円 (税込、テキスト代込)	駐車場有:加古川バイパス 加古川西ランプで降りて、バイパスの北側にある東向き側道を東(神戸)方向へ約2km弱。(正門は、側道に面す) 神姫バス:JR加古川駅南口から、8時20分発、都台行、「出河原(でがら)」下車徒歩約1km(バス時刻表は変更有) タクシー:JR加古川駅北口から10数分(約千数百円) 『出河原【でがら】のクレーン協会』と告げて下さい。 徒歩:JR加古川駅北口から約30分 約1.9km (ホームページ参照) (入門は、側道に面した正門のみ)
受講対象者	現に移動式クレーン運転業務に就いている者	
9:00～ ～17:00	1. 移動式クレーンの現状と技術動向 2. 安全装置等 3. 移動式クレーンの安定性 4. 移動式クレーンの作業環境 5. 移動式クレーン運転者の心がまえ 6. 作業方法と作業手順 7. 点検・検査と整備 8. 移動式クレーン等による災害他	講習日の持参物： ①本人確認書類(自動車運転免許証、マイナンバーカード、または住民票など、外国籍の方は在留カード) ②受講票 ③申込書(写真付き):当支部へ郵送済の方は不要です。 ④筆記用具(鉛筆、消しゴム) テキストは当日に会場で配布。 昼食は弁当持参か近くにコンビニ、スーパー、うどん屋等あり。
申込は電話申込し、郵送で申込書送付後に、銀行振り込み払い。(インターネット申込みコンビニ支払いはありません)		
1)電話で申込みをお願いいたします。会社名(個人の方はお名前)電話番号・御担当者・人数をご連絡下さい。 電話: 079-434-1611 2)電話申込み後、別添共通申込用紙に記入し、支部宛郵送して下さい。 FAX: 079-434-1612 3)申込書を送付した後に、受講料を銀行振込して下さい。銀行振込は講習開始2週間前までに願います。 (銀行振り込み手数料はご負担下さい。) 振込先(銀行名) 三井住友銀行 (支店名)神戸営業部 (店番号) 500 (口座) 普通 9448401 (名義) シヤ)ニホンクレーンキョウカイヒョウゴシブ (一社)日本クレーン協会兵庫支部 4)申込書等の当協会へ到着と銀行振込の両方が確認出来ましたら、クレーン協会から受講票等を送付します。 5)教室内のみの授業です。服装自由。受講票と筆記用具等を持参して受講して下さい。		
注意事項 ①銀行振込みのため、振込明細や払込票などをもって領収証に代えさせていただきます。 ②申込書の送付と振込の両方が終了し、10日経過後、受講票等の到着の無い場合は、ご連絡下さい。 ③納入された受講料は、原則として、返戻いたしません。但し、受講者の変更は可能です。ご連絡下さい。 (講習等はすべて日本語で実施します。通訳等の対応は致しません。)		